平成２３年（フ）第３８４号
新潟市秋葉区小須戸3658番地
債務者　本間　敏昭
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９１号
新潟市東区新石山４丁目７番地10　山田ハイツ105号、前住所新潟市東区大形本町３丁目１番78―204号
債務者　筒井由美恵
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３９号
愛知県稲沢市平和町平六192番地
債務者　最上美穂子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３４２号
愛知県一宮市今伊勢町新神戸字乾44番地５
債務者　関山　輝子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１２９号
愛知県田原市野田町宮西23番地
債務者　神谷　正之
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４４号
愛知県田原市野田町宮西23番地
債務者　神谷賀代子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０９１号
大阪府東大阪市西堤本通西３丁目６番６号第３大原マンション401号、申立時の住所京都府京田辺市大住ケ丘２丁目３番地３
債務者　小橋　正明
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０３７号
京都市右京区西京極堤町７番地　アフリ―太田Ⅱ207
債務者　山口有香子（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７４号
京都市伏見区石田大受町50番地市営住宅石田大受団地11―508
債務者　ルームアートナカヤマこと　仲山　昭博
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１４号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目１番地62棟404号
債務者　新保　清美
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３４号
京都市伏見区向島上林町34番地８
債務者　檜山　達雄
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５４号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後66―16、住民票上の住所京都府宇治市琵琶台１丁目２番地の46
債務者　北村　正佳
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１６号
奈良県桜井市大字桜井1126番地の18
債務者　福良　和也
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２１号
奈良市右京５丁目９番地　平城右京団地23―201
債務者　大塚　隆規
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２９号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ１―503号
債務者　田中　保宏
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３２７号
愛知県一宮市花池２丁目24番８号　宮弥寿ハイツ201号
債務者　小澤　愛夫
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３３１号
愛知県一宮市木曽川町黒田六ノ通り172番地１
債務者　垣本　忠孝
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部